平成２２年（フ）第２号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目32番地６
債務者　福田　精造
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目32番地６
債務者　福田ミチ子
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５９号
栃木県宇都宮市氷室町1054―２、住民票上の住所栃木県宇都宮市清原台５丁目38番26号
債務者　松田　次郎
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６０号
栃木県宇都宮市氷室町1054―２、住民票上の住所栃木県宇都宮市清原台５丁目38番26号
債務者　松田　純子
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８８号
栃木県下都賀郡野木町大字野渡38番地２
債務者　安部由佳子
１　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９１号
栃木県宇都宮市大寛１丁目２番26号　フラワーハイツ102号
債務者　澤田　雅巳
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９４号
栃木県那須塩原市橋本町３番２号、前住所栃木県大田原市北滝1109番地
債務者　佐藤　正夫
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９９号
栃木県宇都宮市野沢町309番地２　まつやマンション131号室、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉41番地の６
債務者　大沼　好之
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２００号
栃木県宇都宮市峰町246番地
債務者　関　　豊
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０４号
栃木県宇都宮市東宝木町７番１号　レジデンス山和Ⅰ―201号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町2496番地６
債務者　大澤　四郎
１　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０５号
栃木県宇都宮市上野町6095番地12　東原ハイツ２―106
債務者　髙津　貴行
１　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０６号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3521番地３
債務者　久我三枝子
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０７号
栃木県日光市大桑町1397番地26
債務者　大橋　文子
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７８号
横浜市南区前里町２丁目42番地　矢沢ビル304号室
債務者　若狭　美樹（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３５号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2956番地８
債務者　今井　允子
１　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３６号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2956番地８
債務者　小田　　隆
１　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部